

令和7年度東海市特殊詐欺等被害防止 対策機器購入費補助金

▼対象者

- ① 市内に住所を有すること
 - ② 令和7年度中に満65歳以上となること
 - ③ 市税を滞納していないこと
 - ④ 転売等を目的として特殊詐欺対策機器を購入していないこと
- ※ 特殊詐欺等被害防止対策機器は、1世帯1回限りの申請

▼補助金額

上限：6,000円

(機器本体の購入費及び既存の固定電話機に取り付ける装置を設置するために要した費用の2分の1(100円未満切り捨て))

▼申請期間

令和7年(2025年)4月1日(火)～**令和8年(2026年)3月31日(火)**

※ 予算の上限に達した場合は、申請期間内でも補助を終了する場合があります。

▼補助対象機器

- ① 自動応答録音装置
固定電話機に取り付けることで、着信時に通話内容を録音する旨を自動で相手に通知した上で通話内容を録音することができる装置
- ② 自動着信拒否装置
固定電話機に取り付けることで、管理サーバーに登録された迷惑電話番号を自動で判別した上で、迷惑電話であることを通知、またはその着信を拒否することができる装置
- ③ ①または②の機能を内蔵した固定電話機



①自動録音
②着信拒否



③自動録音
or 着信拒否

▼問合せ先

東海市役所交通防犯課(市役所3階)

電話：052-613-7523/0562-38-6134

▼提出書類

- ① 補助金交付申請書兼請求書
- ② 完納証明書

③ 補助対象機器の支払いが確認できる領収書

(以下の内容が記載されている領収書)

- (1) 申請者氏名 (2) 領収日
- (3) 領収金額 (4) 購入相手方
- (5) 購入品名

④ 補助対象機器としての機能が判るカタログ・取扱説明書等の写し

▼領収書記載例

③ 補助対象機器の支払いが確認できる領収書

(以下の内容が記載されている領収書)

- (1) 申請者氏名 (2) 領収日
- (3) 領収金額 (4) 購入相手方
- (5) 購入品名

(記載例)

申請金額と同額

領収書

令和7年4月5日

東海 花子 様

金15,000円

上記を迷惑電話防止機器代として領収しました。

必ず申請者名をフルネームで！

有限会社 交通防犯



「品名」「型番」、若しくは「迷惑電話防止機器」等、補助対象機器の購入に要した費用であることを記載

申請期間内に購入したものに限り。

▼ホームページ

事業の詳細については、市ホームページを御確認ください。
提出書類①②についても、ダウンロードできます。

<https://www.city.tokai.aichi.jp/kurashi/1001884/1003328/1003343.html>

